相続登記の申請が義務化 農業者の皆さまへ

相続登記の申請が、 日から義務化

年以内の登記の申請が義務付けられていま 員会事務局に届け出をお願いします。 に発生した相続についても、施行日から3 相続登記申請の義務化の主な留意点 早めに法務局で農地の相続登記を行 相続登記が完了したら、農業委

義務化の対象者 相続や遺贈により不動

申請義務の履行期間 したことを知った日から3年以内。 かつ、 その所有権を取得 相続の開始があっ

※相続または遺贈により土地の所有権また にご確認ください。 地の所有権を国庫に帰属させることがで は共有持ち分を取得した者等が、その土 きる制度もあります。 詳しくは、 法務局

※正当な理由がなく登記の申請を怠った場 があります 合は10万円以下の過料が科される可能性

問い合わせ先

水戸地方法務局龍ケ崎支局

30297 - 62 - 0225

利根町農業委員会事務局

(内線436.437)

止対策 来日外国人不法就労・不法滞在防

発生し、県民の財産が侵害され、 連犯罪、薬物犯罪および無免許運転などが 太陽光発電施設関連窃盗事件、 を強化しています。 来日外国人不法就労・不法滞在防止対策 不法滞在外国人による 自動車盗関 生命・身

分確認(在留資格·期限、 体も脅かされています。 外国人を雇用する方は雇用時における身 就労制限の有無)

の活用などディフェンス力向上にも努めて の徹底をお願いします。 いただくようお願いします。 また、巡回連絡へのご協力や防犯アプリ

「水道週間」のお知らせ

は「水道週間」です。 6月1日出から6月7日金までの1週間

ジをご確認ください。 す。詳細については、当企業団ホームペー て町民の皆さんに理解を深めていただくた この期間中、県南水道では、 掲示などの広報活動を行いま 水道につ

▼問い合わせ先 県南水道企業団

「ごみゼロの日」実施のお願い

いたします。

運動です り、霞ヶ浦の浄化を推進していこうとい に流入する河川地域の市町村が一体とな 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦は、

き、たくさんのごみを収集することができ の8地区の住民の皆さまに、ご参加いただ 利根町では、2月25日に、 新利根川沿い

見されました。 美化にご尽力いただいている一方で、 い方の捨てたごみが点在している状況が発 新利根川沿いの住民の皆さまには、 心無

そうの環境美化を推進していきたいと考え このような状況を改善し、

のご協力をお願いいたします これからも町民の皆さま、

▼問い合わせ先

生活環境課 68 2 2 (内線237)



掃活動を行います。 関東地方環境美化運動の日 位動を行います。皆さまのご協力をお願にちなんで、5月26日(日に各地域の清)東地方環境美化運動の日(ごみゼロの

▼問い合わせ先 生活環境課

| 掃大作戦を実施 霞ヶ浦・北浦地域清

利用申し込みの新規受け付けについてNTT回線以外での緊急通報システムの

の利用申し込みの受け付けを開始しました。 月から NTT 回線以外の固定電話機(有線のもの)で NTT 回線を利用要件としていましたが、令和6年5 これまで、ひとり暮らし老人等緊急通報システムは、

員・消防署・警察署・社会福祉協議会・自治会などの

もぜひ登録しましょう。

象にご本人などの申請により避難行動要支援者名簿を作

支援活動が円滑に行えるように関係機関(民生委

町では、災害時に自力で避難することが困難な方を対

避難行動要支援者名簿登録制度のご案内

が対象となります。 町内に住所を有. 次のいず れかに該当する方・

- 65歳以上の病弱な高齢者のみで構成する世帯
- ひとり暮らしで外出が困難な重度身体障がい者

ビスの内容

精神保健福祉手帳を持っている方

支援を必要とする方

る方は、避難行動要支援者登録名簿申請書を役場福祉

避難行動要支援者名簿への登録を希望す

または各地区の民生委員を通じて申請してくださ

登録の方法

療育手帳を持って

いる方

身体障害者手帳を持っている方(1級、2級)介護保険の認定を受けている方(要介護3~5)

65歳以上の一人暮らし高齢者のうち登録を希望する方

登録の対象者

ル型有線を貸し出 ことが可能な通報装置やペンダント型無線ボタン、 緊急時に非常ボタンを押すだけで消防本部に通報する コー

民生委員を通じて申請してくださ

- 調査から設置まで約1カ月かかります
- 緊急時は警察署や消防署などの関係者が安否確認のた め住居地内に立ち入ることがあります。
- あり、 回線の種類によっては、停電時に通報できない場合が 停電復旧時にルーター -をリセッ ないと通報
- 以外の回線の方は、 状況を伺ったうえで、 通報が必要な場合
- 愛の定期便との併用はできません。
- 問い合わせ先

福祉課

(内線122)

登録者が削除を希望したとき 登録者が町外に転出したとき 登録者が死亡したとき

消申請書を役場福祉課に提出してください。

ご不明な点につきましては左記までお問い合わせくだ

・登録の抹消

避難行動要支援者への登録者が次のいず

避難行動要支援者登録名簿抹

れかに該当する場合は、

内容を登録します。避難を支援して下さる方(避難支援者)の情報などの

生年月日、性別、電話番号、緊急連絡先、身体の状況、

避難行動要支援者名簿には、氏名、

登録の内容

福祉課 高齢介護係

皆さまのご意見・ご要望をお聞かせください



電子メール info@town.tone.lg.jp (必ず氏名・住所・電話番号をご記入ください。)

☎0297-68-8059 (留守番電話・FAX)



<mark>(設置施設</mark>)利根町役場・利根町文化センター・利 根町生涯学習センター・文間地区農村集落センター・利根

このほか、町長への手紙でも受け付けています。ご利用ください。

ご意見・ご要望の概要とその回答は、役場1階の情報公開コーナーで公開させていただく場合もあります。

【問い合わせ先】総務課 秘書広聴係 ☎68-2211 (内線314)

剪定・除草・伐採 見積無料!! ライフスタイルに 合わせて シルバー人材センターへ ・朝のゴミ出し・租大ゴミ出し ・花壇の水や川・電球の交換 ・家事支援 など 一緒に働きましょう!

(一社)利根町シルバー人材センター(利根中となり)

☎0297-68-7896